

令和4年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月2日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 櫻井 豊	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

2番 芝間 教男

3番 中島 健男

散会 午後2時19分

(午前10時00分 開会)

議長（田中三江君） おはようございます。本日から6月定例会が始まります。議会議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮とマスク着用をお願いいたします。

なお、夏季における軽装、いわゆるクールビズの取組には、上着、ネクタイの着脱については、各自にお任せいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日6月2日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中三江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番議員、芝間教男君、3番議員、中島健男君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（田中三江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） おはようございます。議会運営委員長の榎本です。

会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、5月19日、議会運営委員会を開催し、令和4年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日6月2日から6月13日までの12日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（田中三江君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの12日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき、説明いたします。

本日6月2日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、第1委員会室において、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、3日は午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。本会議終了後、第1委員会室において、立科町土地開発公社理事会及び全員協議会を開催します。

3日目、4日、4日目、5日は休会です。

5日目、6日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

6日目、7日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

7日目、8日は午前9時から、第1委員会室において社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、9日は午前9時から、第1委員会室において総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日は委員会予備日です。

10日目、11日、11日目、12日は休会です。

12日目、13日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（田中三江君） 日程第3 町長招集のあいさつ。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。木々の緑の深まりとともに、初夏の爽やかな季節となりました。本日ここに、令和4年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

冒頭に、町民皆様に対し、おわびを申し上げます。

4月21日に公表をいたしました、職員の道路交通法違反、飲酒運転の発生と報告の欠如による公表時期の遅延を招いた今回の事件につきましては、町民の皆様の信頼を損なう大変重大な、そして、あってはならないものであり、町長として誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げますとともに、町民皆様の信頼の回復に向け、理事者はじめ、全職員で法令遵守、服務規律の確保に努め、再びこのようなことが起こらないよう、取り組む所存であります。

さて、今年は4月早々降雪があり、以降、汗ばむような晴天日もありましたが、雨の日が多く、農作業にも影響が出た春季ではなかったでしょうか。改めて、気候変動対策の必要性を強く感じた次第であります。

また、国外では、ロシアがウクライナ侵攻をしてから3か月以上経過する中、自国を離れ、避難する女性や子供たちを見るにつけ、一日も早い停戦合意を望むものであります。

当町でも、ウクライナ避難民の受入れについては、言葉や教育等、多くの課題がありますが、条件付での受入れを表明したところであります。

また、国内においては、北海道知床沖の遊覧船沈没事件発生から1か月あまりがたちますが、いまだ12名の行方不明者が発見されず、既に14名もの方々がお亡くなりになっており、改めて哀悼の誠をささげますとともに、一日も早い不明者の発見を祈らずにはられません。大変痛ましい事件であり、観光利用の湖のある当町としても、安心安全な観光業が営まなければならないと心している次第であります。

また、コロナの感染状況につきましては、春のゴールデンウィーク明けの感染状況を心配いたしました、ワクチン接種の効果等もあり、全国的に陽性者数の減少が見られ、当町でも感染状況は落ち着いており、ひとまず安堵しているところであります。

しかしながら、収束には至っておらず、町民皆様には引き続き基本的な感染対策を心がけた行動と、偏見、差別、誹謗中傷のない、明るく思いやりのある立科町であり続けられますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

3回目のワクチン接種につきましては、佐久市との共同接種体制により、当町の65歳以上の高齢者は、ほぼ接種が終了している状況にあり、64歳以下の皆さんもご理解賜り、順次接種を行っていただいております。町民皆様には、今後とも感染リスクを抑える取組に、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、4回目のワクチン接種につきましては、特殊臨時接種として実施するため、60歳以上と18歳以上の基礎疾患のある方のみが対象で、3回目接種との間隔は5か月以上となります。

そして、何よりも長期化するコロナの感染拡大によって、厳しい経営状況が続いている飲食業や観光関連事業者様、収入が減少している農業経営者様等への支援をいたすべく、国の地方創生臨時交付金の本省繰越分を活用し、町としてでき得る対策を

順次進めております。

支援事業内容としましては、たてしな応援商品券配布事業、観光事業者応援事業＋着地型観光商品造成事業、明日の農業経営支援金事業、テレワーク推進事業、公共施設関係のコロナ感染症対策事業などがあります。

また、新型コロナウイルス第6波到達時に影響を受けられた事業者で、国の事業復活支援金を受給している者を対象とした売上減少事業支援金の申請受付も順次進めております。

国内経済に目を向けますと、内閣府が5月18日、2022年1月から3月期の国内総生産（GDP）と併せ、国全体の経済規模を所得面から計算した国内総所得（GDI）を発表しました。1月から3月期の実質GDIは526兆円で、前期比0.7%減、年率換算すると2.7%減とのことであります。

GDIは、国内の企業や家計が得た所得の総額であります。物価上昇やウクライナ危機で資源高も重なり、景気の先行きリスクを抱えた状況下と言われております。

また、県内の建設会社では、建設資材の急激な価格高騰により、収益に影を落としている状況との受け止めもあり、資材の搬入遅れ等も相まって、公共事業への影響が懸念されるところであります。

また、原油高や物価の高騰が続く現状に鑑みて、国の補正予算等を活用しながら、町として可能な支援を検討してまいります。

次に、私が掲げた令和4年度の施策に基づく各課の主な実施事業の取組について、概略申し上げます。

総務課関係では、役場庁舎内の感染症対策強化事業として、事務室等への換気扇整備と空気清浄機購入及びトイレ手洗い所の自動水栓化を図り、来庁者や職員の感染リスク低減と、安心して利用できる役場庁舎を目指し、順次事業を進めております。

また、愛川町との友好都市締結35周年を記念した交流事業を実施、両町のさらなる親睦発展を目指した取組を図っております。

企画課関係では、複数のデバイスに対応した利用者を使いやすい魅力的なデザインに刷新するとともに、タイムリーに情報発信できるよう、町のホームページをリニューアルする事業に着手いたしました。

また、有線放送施設廃止の方向性が示されたことにより、住民への代替情報伝達手段整備が急務であることから、国のデジタル田園都市国家推進交付金事業を活用し、町内全戸にタブレット型端末を無償貸与するとともに、スマートフォンを活用した情報発信サービスの構築と、独居・高齢者等の見守りにも活用してまいります。

また、地方創生人材派遣事業を活用し、ソフトバンク株式会社から派遣委託により着任頂いたデジタル推進専門官には、デジタル化に向けた職員の意識改革と庁内業務のデジタル化の推進が図られることを期待しております。

移住定住促進に向けた取組では、老朽化が著しく、利用していない町有の教員住宅

2棟を、空き家活用のモデルとして移住者向け住宅用に改修を行います。

また、町内企業の担い手不足解消及び地域課題の解決、移住促進を図るため、都市部から移住し、就業または創業した方を対象に、補助金を交付する事業も進めてまいります。

町民課関係では、コロナのワクチン接種事業を引き続き実施するほか、ハートフルケアたてしなと連携した軽度な心身機能低下者を対象に、短期集中リハビリ事業を実施するなど、高齢者の健康維持と介護保険料の抑制に努めます。

産業振興課関係では、信州蓼科牛の畜産農家支援を前年度に引き続き実施するとともに、ソバの適期刈取りによる品質向上を図るため、ソバ専用コンバインを購入いたします。

また、里の役場からの距離感がある蓼科地区の皆さんと、私や産業振興課長が気楽に語り合う場として、毎月第3水曜日に女神湖体育館会議室において、蓼科ふれあいオフィスを開設いたしました。既に、5月18日は7名の方とお話をする事ができ、感謝しております。今後も、開催日には多くの区民皆様がお出かけくださるようお願いしております。

建設環境課関係では、地球温暖化防止活動の促進を目的に、既存の補助対象活動にV2Hシステム及び太陽熱利用システム設置を追加し、広報紙等で町民皆様に周知を図ってまいります。

また、事業所や住民で組織する団体等から排出される生ごみの自己処理を促進するため、大型生ごみ処理機設置者に補助金を交付し、さらなる可燃ごみの減量化を図ってまいります。

また、子育て支援住宅を含む、老朽化が進んでいる町営住宅等の改修計画を策定いたします。その際には、建て替えや新築等も併せ、検討してまいります。

水道事業では、水源の安定確保を目的に、古和清水水源導水管布設替え及び水管橋の架け替え工事を実施いたします。

教育委員会関係では、急激な少子化が進む中、出生数の増加を目指した人口増対策として、出産祝金制度を創設しました。今後とも、子育て世代への支援策につきましては、随時検討してまいります。

以上、各課における4年度の主な実施事業について申し上げます。

なお、コロナの感染拡大によって、一旦中止とさせていただきました地域懇談会につきましては、広報たてしな6月号等でお知らせしましたとおり、町内4地区編成により開催をいたしますので、都合のよい会場にお出かけくださいますようお願いいたします。

人口減少・少子高齢化に加え、デジタル化の推進や公共施設の整備等、多くの課題を抱えております。今後とも、定住移住につながる居住環境のさらなる整備を進めるとともに、人材育成や財源確保を図りつつ、オール立科で持続可能なまちづくりを進

めてまいりますので、町民皆様のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

続いて、令和4年3月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

3月22日、立科町防災会議を開催し、地域防災計画の修正事項等についてご意見を頂きました。

3月28日、第2回臨時会を招集し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した12の事業と、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した情報発信事業を盛り込んだ、令和4年度一般会計補正予算（第1号）について議決を賜りました。

3月30日、立科町国際交流推進協議会を開催し、ホストタウン事業のまとめを行いました。

4月15日、区長会・部落長会を開催し、新役員の皆様方に、町の情報等の伝達を行いました。

4月21日、町村会第1回政務調査会合同部会に出席し、今年度の長野県における施策及び事業等についての説明、意見交換を行い、併せて新型コロナウイルス感染対策について、阿部知事との意見交換を行いました。

なお、3月には卒業・卒園、4月には入学・入園と、それぞれコロナ禍で規模が縮小しての式挙行となりましたが、厳粛な中にも和やかな、そして希望に満ち溢れた立科の子供たちの新しい門出に立ち会わせていただき、輝かしい未来に期待を寄せたところであります。

5月18日蓼科区の皆さんを対象に、政策提案、地域課題等意見交換をする場として、先ほども挨拶で申し上げましたが、立科ふれあいオフィスを女神湖体育館に開設し、今年度11回の開催を計画したところであります。

有意義な機会となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例制定1件、改正4件、補正予算2件、議決事件1件、専決処分の承認を求めるもの6件、報告4件です。

初めに、議案第33号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定は、前段でも申し上げたとおりであります。既に失職となりました職員の交通法規違反に伴い、町民の皆様に対し、深くお詫びするとともに理事者の責任を痛感し、給料の減額を行うものであります。

議案第34号及び35号の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、勤務環境等の整備を図るものであります。

議案第36号の条例改正は、民法の改正により成人年齢が引き下げられたため、子育て支援住宅の入居に関し、所要の改正を行うものであります。

議案第37号の条例改正は、今年度計画の教員住宅を移住者向け長期滞在住宅へ変更するため、一部用途廃止を行うものであります。

議案第38号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、規定予算に歳入歳出それぞれ5,769万円を追加し、総額を49億7,414万7,000円とするものです。

主な内容は、総務費では旧三葉保育園跡地に定住促進団地を造成するための工事費等やコミュニティー助成事業補助金で、集会所の放送設備の整備など、3件の採択によるもの。また、別荘等、貸付地における権利整理に要する経費等。民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る経費。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業経費。農林水産業費では、経営かんがい排水事業に係る町有林の支障木伐採事業経費。商工費では、女神湖センターのデッキ修繕経費。土木費では、町道白樺湖大門峠線道路改良工事に係る経費。災害復旧費では、認定外道路ののり面復旧に係る経費をそれぞれ計上しました。

また、4月の人事異動に伴う人件費等所要の補正をいたしました。

議案第39号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。

議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、長野県過疎地域持続的発展方針に基づく町の計画であります。また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をし、その承認を求めるもの6件、報告は地方自治法第180条第1項によるもの1件のほか、令和3年度一般会計下水道事業会計、水道事業会計に係る繰越明許費の報告3件であります。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（田中三江君） 日程第4、議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました。

議長諸般の報告をもって報告といたします。

次に、森澤文王総務経済常任委員長、報告ありますか。

5番（森澤文王君） 5番、森澤です。総務経済常任委員会からの報告は特にございませぬ。

議長（田中三江君） 次に、今井 清社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。社会文教建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

5月9日委員会を開催し、令和4年度委員会活動計画案並びに視察研修等について

協議を行いました。

以上でございます。

議長（田中三江君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号～日程第7 承認第3号

議長（田中三江君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）から日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度立科町一般会計補正予算（第10号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出、立科町長。

裏面は専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町町税条例等の一部を改正する条例であります。これは地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日に公布されたことにより、これに関係する町税条例の改正を行うものです。

条例改正につきましては、議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものですが、国の税制改正に伴うものであり、特に町として独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしたものでございます。

主な改正の概要を申し上げます。

個人住民税関係では、消費税の税率の引き上げに伴う需要平準化対策が終了したことを踏まえ、住宅借入金等特別控除の住民税の控除限度額の見直しがされたこと。また、上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるための所要の改正となります。

次に、固定資産税関係では、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が、評価額の現行5%から2.5%に激変緩和措置が講じられることとなったための改正や、令和3年5月に公布された特定都市河川浸水被害対策法の一部改正法により創設された河川等の氾濫に伴い、侵入した水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、県知事が貯留機能保全区域として指定した土地に係る課税標準額の特例措置を規定するものであります。

このほか、法律の改正による項ずれ等、所要の改正を行うものであります。

それでは、第1条より説明を申し上げます。

第1条につきましては、立科町町税条例の一部改正、そして、第2条につきましては、令和3年に改正された立科町町税条例等の一部改正の一部改正となります。

第1条中第18条の4第1項の改正は、不動産登記法の改正に伴い、市町村が固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付の際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載が追加されたことに伴い、条文の追加を行うものであります。

第33条関係は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得割の課税標準の見直しに関する規定の整備であり、それぞれ所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、総合課税または分離課税について、確定申告書の記載によってのみ適用するための改正であります。

第34条の7第1項第1号については、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金制度における経過措置の終了に伴い規定の削除をするものでございます。

第34条の9第1項の改正は、第33条関係の改正と合わせ、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書によって行うよう改めるものであります。

第6条の2は、公的年金等受給者の住民税申告義務に関する規定の整備であります。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を記載し、申告することとする等の措置を受けた所要の改正となります。

第48条第9項及び第53条の7関係は、法改正に伴う項ずれによるものでございます。

第73条の2及び第73条の3関係は、第18条の改正と同様、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして、記載事項が追加されたことに伴う改正であります。

附則第7条の3の2第1項の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長と見直しに伴うものであります。

附則第10条の2関係では、地方税法附則第15条の改正に伴い、項ずれの整理を行い、併せて19項を追加し、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を4分の3と定めます。

なお、現在県内には対象となる区域はございません。

附則第10条の3関係は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例措置の拡充に伴う改正であります。

附則第12条第1項では、令和4年度に限り行う商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするものでございます。

附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等の町民税課税の特例について、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するための改正であります。

附則第17条の2第3項の改正は、引用条項が削除されたためでございます。

附則第19条関係につきましては、それぞれ申告方式の選択に係る規定の整備を行うものであります。

附則第25条につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しにより、規定の削除をするものであります。

続きまして、第2条でございます。

第2条につきましては、令和3年立科町条例第13号についての改正となります。

第1条のうち、町税条例第36条の3の3第1項の改正規定を扶養親族申告書の改正に伴い整備し、附則第2条第4項は町民税に関する経過措置について整備するものでございます。

附則第1条として、施行期日を令和4年4月1日とするものでございますが、以下第1号に掲げる規定は令和5年1月1日から第2号に掲げる規定は令和6年1月1日から、第3号に掲げる規定は民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日とするものであり、政令により令和6年4月1日となります。

以降、附則第2条は納税証明書に関し、附則第3条は町民税に関し、附則第4条は固定資産税に関しそれぞれ改正に伴う経過措置でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

本日提出、立科町長。

裏面は専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことにより、これに係る国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

条例改正につきましては、先ほども申し上げましたが、議会の議決が必要なため、本来ですと定例会や臨時会において議決いただくべきものでございますが、国の税制改正に伴うものであり、特に町として独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしたものでございます。

改正の内容でございます。

改正の内容は、課税限度額の見直しによる改正が主なものでございます。

第2条第2項では、基礎課税額の上限を63万円から65万円に、第3項では後期高齢者支援金等課税額の上限を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

第23条は国民健康保険税の減額についての規定となりますが、第2条の改正に伴いこちらも限度額の改正を併せて行うものであります。

なお、介護納付金課税額は据置きとなります。

また、附則第2項は規定の整備によるものであります。

附則として施行期日を令和4年4月1日とし、令和4年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度立科町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

令和3年度立科町一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,116万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ53億5,107万4,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正によります。

第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

令和4年3月31日に専決処分を行いました。

続いて、2ページから6ページにつきましては、第1表歳入歳出予算補正の款項の内容となります。

7ページをお願いします。

7ページは第2表繰越明許費補正、こちらにつきましては、7款土木費では町道白樺湖大門峠線道路整備事業を、10款災害復旧費では農地農業用施設災害復旧事業について、令和3年度事業の確定に伴い、それぞれ額の変更を行うものです。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正は、事業費の確定により、限度額の変更をそれぞれ行いました。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

9ページ及び10ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括となります。

11ページをお願いします。

歳入となります。

2款地方譲与税から13ページの12款交通安全対策特別交付金までは、交付額の確定による補正でございます。

戻り、11款地方交付税の特別交付税については、3月交付分の額の確定により、

1億3,317万7,000円の増額となりました。

14ページをお願いします。

13款分担金及び負担金及び14款使用料及び手数料は、各種使用料、手数料をそれぞれ実績により、また15ページ、2目衛生手数料の一般廃棄物収集運搬手数料の減額は、コロナ禍による事業系ごみの減少に伴い、第1期分を減免したことによるものでございます。

15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金、感染症予防事業費等負担金116万8,000円の増額は、県補助金に計上の健康増進事業補助金及びロタウイルス副本登録事業事務補助金を振り替えるものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、令和3年度の概算交付により減額をいたします。

16ページ、お願いします。

2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯への給付の確定による減額、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、先行給付、追加給付及び住民税非課税世帯分で2,109万3,000円を減額し、3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、令和3年度分の実績により、1,829万3,000円を減額いたしました。

17ページ、6目教育費国庫補助金の教育総務費補助金は、学校等における感染症対策等支援事業で、顔認証温度測定器及びCO₂モニター等購入費の補助金であります。

16款県支出金は、それぞれの事業実績、国庫との調整等に伴う補正でございます。

飛びますが、20ページをお願いいたします。

17款財産収入は、別荘等貸付普通賃貸料、更新料のほか、特別賃貸料では6区画分の収入実績に伴う補正でございます。

18款寄附金は、ふるさと寄附金の実績により143万7,000円の増額であり、この中には、令和4年度分の先行受付分として78万5,000円を含めております。

19款繰入金は、寄附金の実績に伴い基金からの繰入金を増額し、各事業への充当財源としております。

21款諸収入は、それぞれ実績に伴う補正でございますが、総務費雑入の008町村会共済関係受入金は冬期間の雪害等による光ケーブルの修繕4件分の増額、030ホストタウン事業経費負担金はウガンダ共和国からの経費負担金となりますが、既に協議会の会計を閉じておりますので、一般会計へ収入をするものでございます。

22ページをお願いします。

22款町債では、借入金額の確定に伴い減額補正をいたしました。

24ページからは歳出となります。

歳入の確定等による財源内訳補正のほか、事業等実績に伴い、減額補正が主なものになります。

主要なものを説明いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、電算管理経費の負担金は市町村共同利用システム利用負担金で、実績による減額となります。

25ページ、3 目財産管理費の基金管理経費では、ふるさと寄附金の実績により、130万7,000円を基金に積み立てるものでございます。

5 目企画費の町づくり事業経費の負担金は国際交流推進協議会への負担金であり、補助金はがんばる地域応援事業及び結婚新生活支援補助金分、移住・定住促進経費の補助金はU・I・J ターン促進事業新築住宅補助金及び空き家利用促進事業補助金であり、それぞれ実績により減額するものでございます。また、地域おこし協力隊経費の補助金は任期終了後の起業に要する補助金であり、実績により、1 名分を減額いたしました。

26ページをお願いします。

3 項戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付に係る事業経費及び交付金の減額のほか、コンビニ交付システム発行件数確定による委託料の減額、電算委託料では戸籍共同化に合わせて導入予定の住民票関連委託料をリース対応したための減額等、それぞれ実績によるものでございます。

27ページ、4 項選挙費及び28ページの 6 款監査委員費は、実績により、皆減でございます。

7 項コミュニティ費は、コロナの影響により、使用料で、カラオケ室の使用中止に伴いカラオケ配信料が減額となりました。

3 款民生費 1 項社会福祉費、社会福祉費一般経費で、扶助費の減額は福祉灯油券給付実績によるものでございます。

また、国民健康保険特別会計への繰出金は、財政安定化支援事業の確定により15万5,000円を増額し、特別会計へ繰り出すものでございます。

2 目障害者福祉費では、障害者にやさしい住宅改修実績がなかったため補助金を皆減とし、扶助費は障害者自立支援給付費の実績によるものでございます。

31ページをお願いします。

8 目臨時特別支援事業費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費で683世帯への支給実績により減額をするものであります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の減額は、新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金の給付実績によるものであります。

32ページをお願いします。

3 目保育所費、保育所事業経費の国庫負担金等精算還付金11万円の増額は、令和2年度子ども・子育て支援交付金分でございます。

33ページ、5 目臨時特別支援事業費では、子育て世帯等臨時特別支援事業費で856人への支給実績により減額をするものであります。

34ページをお願いします。

3項高齢者福祉費では、特別会計への繰出金の確定による減額のほか、居宅介護支援事業経費では緊急通報サービス等の業務委託料を実績により減額、また、補助金の減額は、住宅改修補助金の実績なしによる皆減が主なものでございます。

35ページから36ページにかけ、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、予防接種委託料の実績による減額が主なものでございます。

3目母子保健費の扶助費の増額は、未熟児養育医療給付費の実績によるもので、国庫負担金等精算還付金は令和2年度の未熟児養育医療の返還金であります。

39ページをお願いします。

6款商工費1項3目地域交通対策費の負担金はたてしな定額タクシーチケットの販売実績により、補助金は廃止路線代替バス運行費補助金を実績によりそれぞれ減額でございます。

40ページをお願いします。

7款1項土木管理費1目土木総務費の負担金の減額は、有料道路利用者負担軽減事業の実績によるものが主なものでございます。

2項道路橋梁費2目道路新設改良舗装費の設計監理・測量委託料105万6,000円及び用地買収費300万円の減額は、令和3年度と4年度で事業を進めています町道白樺湖大門峠線道路改良工事に係る起債計画により4年度で借入れを行うこととしたことから、4年度の補正予算に同額を計上したため、減額といたしました。

42ページ、8款消防費1項4目防災費の補助金は、ブロック塀等除去事業及び自主防災組織整備事業補助金について、実績がなく皆減といたしました。

43ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費の補助金は、蓼科高校育成会への補助金のほか、小中学校補助金をそれぞれ実績により減額といたしました。

また、交付金は教育文化振興協議会分の減額となります。

以降、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項社会体育費、6項施設管理費まで、それぞれ事業実績及び施設管理に係る補正でございます。

48ページをお願いします。

10款災害復旧費は、2項公共土木施設災害復旧費で実績により減額といたします。

49ページ、12款予備費は、1億6,817万2,000円を増額し、3億8,231万2,000円といたしました。

50ページ以降は給与費明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご承認頂けますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。

日程第5 承認第1号 専決処分承認を求める条例について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 国民健康保険税と、それから、その中の国民健康保険税の最高額、そして後期高齢の最高額ということで、これの上限が自動的に引き上がるような内容になって——自動的というか、議会の審議なしに専決処分をしたということなんですけれども、これについて、1つはまず、それぞれの対象になる件数が何件かということをお伺いしたいと思います。

次に、これに伴って、ほかの階層の皆さんに対する影響はどの程度のものがあるのか、それについてお示してください。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） ただいまのご質問につきまして、2点ございましたけれども、一括してお答えをさせていただきます。

まず、今回の影響額等でございますけれども、特別な所得、不動産の譲渡所得等でございますけれども、こちらによる影響がない世帯で試算をいたしました場合、限度額の超過となっている世帯は令和3年度と令和4年度の見込みとほぼ同じでありまして、5から6世帯と見込んでいるところでございます。

今回、1世帯当たり医療分と介護分で計3万円の増額となる場合がございますので、この世帯数の見込みで15万円から18万円の年額で増加になるものと見込んでるところでございます。

課税につきましては、今月、課税になりますので、またその状況につきましては若干異なってくるかと思っております。

以上です。（（後期高齢も同じですか）の声あり）

後期高齢も併せて、その内容でございます。3万円として計算をしておりますと、5から6世帯増額となる場合ですので、合計とすればその金額になります。

議長（田中三江君） ほかに。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今の続きです。この問題は、町民の課税に関わる問題で、大変、議会のそもそも論ですよ。権力者による徴税から国民を守るために議会がそもそも発生し

たというそもそも論から始めますと、こういう最高限度額も含めたことについて専決処分で行うということはいかにも乱暴だと思いますけれども、これについてはやはりちゃんと議会の審議を経て本当に上げなくてはいけないものなのかどうか。町の国保財政なんかと併せてそういう議論が必要だと思うんですけども、去年も専決ということで、これはちゃんと議会にかけるべきだというふうに思うんですが、これについては町長のほうから伺いますかね。この姿勢の問題だと思いますので、町民の暮らしに関わる問題を議会の議論なしにスルーしてしまって専決処分をするということについての政治姿勢の問題として町長のお答えを伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 町長のお答えする前に前段でちょっと私のほうより説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど提案説明をさせていただいたとおり、地方税法の改正の内容に基づいて行うものでございまして、例年3月31日に法が施行になるということになりまして、結果的には税改正につきましては、条例改正につきましては翌年度にずれ込んでしまうということから専決処分をさせていただいております。

この内容につきましては、法改正に伴うものでありまして、町として独自に規定を設けるというものではございませんので、国の判断に基づいて地方自治法上、専決処分ということを行っているということで前段で説明だけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） ただいま総務課長のほうから申しあげましたように、これは町の単独でいろいろどうのこうのという問題ではなく、国の税法上財決められているもの、これに対して一部の改正、条例の改正を行うものでございますので、これをあえてどうのこうのということを取り上げる内容ではないというふうに私は思います。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうしますと取りあえず国は3月31日に決めまして、これは町が独自にやらないからといって追認するということになると、全く議会は必要ないですね。

それともう一つ、認識の私はちょっと違うかなというか、思うことは、町が独自にするものではないとそのお考えはどこから来るものでしょうか。立科町の国民健康保険条例は、立科町が制定できるんですね。最高限度額も同じです。国が決めたからといってエスカレーター式に上げるということの判断、それをしなきゃならないことはないんですよ。町の状況を考えて上げるのはやめようという政策的なことは当然、町の健康保険条例である限り町独自の判断ができるはずなんですね。できないと考えるその理由は何ですか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

できないという考えではなく、地方税法にのっとして条例改正を行ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） これ3回目なんです。のっとしてということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、国民健康保険条例は立科町で決められるんですね。最高限度額も決められるんですよ。つまり据え置きすることもあり得るんですね。そういう政策判断をもう思考停止にして、国が上げたからうちも上げるよということでは、これは住民の暮らしが守れないのではないかなという立場で私、申し上げているんですね。これは据え置きも含めて町独自のことが定められるはずなんです。そのことについて私はぜひ研究をしていただきたいと思いますと思うんですが、これについては町長、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほども申し上げましたとおり、この問題は国の税法上の問題であります。それは地方税法に基づいて私どもも行政というものは行っているわけでありまして。私ども単独でということよりも、やはり国民のやっぱりかかる負担というのは、私ども町は、立科町として全体的にこう勘案する中でやはりどういったところに今国民の皆さんがどうだと、そういう点においては町単独でということもありますけれども、こういった国の税法上の問題について地方税法で改正されるものについては、その改正を条例は改正するというので私は考え方は分かりません。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 専決処分の承認第2号の立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については反対といたします。

その理由は、まず第1に、このコロナ禍において国民健康保険の負担をこれ以上重くしたくない、この1点であります。それが1点。

それから2つ目に、国が限度額を引き上げたから、これを地方税法で決めたので、それを自動的にうちの町も上げるというのでは、またこれは議会不要論にもなりますし、地方分権一括法からいって、各地方のことは地方の議会が決める、あるいは地方自治体が決めるという精神からすれば形骸化を招くものだということを思いました。そして町長の姿勢の中でこれはそうになっているからみたいな思考停止のお答えじゃないかなと思うんですが、やはり立科町の住民の暮らしを守るのは立科町長の役

割だと思えます。特に国民健康保険が重い、その中の介護保険料税が重いとか様々言われているところに、やはりこれは結果的に同じとなったとしてもやはりちゃんと自分の町としてはどうなのかということを考える責任があるんだと思えますので、これについてはこのコロナの経済的な低迷、先ほど町長おっしゃいましたけれど、そういう中で暮らしや営業が痛めつけられる中であっては高過ぎると言われている国民健康保険税をこれ以上上げるわけにはいかないなと思えます。

以上、専決処分をしたことといい、値上げをしたことといい、そして町独自の判断がないことというこの3点を挙げて反対といたします。

議長（田中三江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

本件の採決は起立により行います。本件は原案のとおり、承認することに賛成の方は起立願います。今井事務局長、確認願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。起立多数です。したがって、承認第2号は賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度立科町一般会計補正予算（第10号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 31ページ、お願いします。臨時特別支援事業ですが、先ほどの報告によりますと683世帯に給付をしてこれだけ残ったよということで約1,300万円の減額になっていますが、これは執行率としては何%なのでしょう。見込みと比べてどうなのかということと、なぜそれがその率になっているのかと、届かなかったのか、それとも見込みが過大であったのかというところでその数字をどう見るのかお知らせください。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

この件につきましては、当初、最大で800世帯程度ということで、この事業が決定された予算化した時点ではまだそういった絞り込みができていない状態での予算化でございました。ですので、最大値ということで800世帯程度見込んだと。それが683世帯の割合でいきますと85%ほどという数字になりますけれども、実際にはその数であったというところではございまして、見込み違いというよりは、私どもとすれば支給できないというような不足にならないように予算を計上していたということで結果として実績がそのようになりましたので、今回補正で減額をさせていただくとそういう内容になります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうしますと住民税非課税の多めに見込んでおいてやっている過程で数が683であったということは、住民税非課税の方が見込みより少なかったということでしょうか。対象になる方には全てお金がちゃんと届いたのかどうかなんですけど、そういう確認なんかはいかがなんでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

私どもといたしましては、対象となる方全てに支給をしたというふうに認識をしております。ただ、そこに漏れがなかったかどうかといいますのは、私どもの想定外のことがあればですけれども、そうでない限りはこの支給要件に当てはまる方に対しては全てこちらは支給をしているというふうに認識をしているものです。それでただその支給要件が、単純に非課税の方全てということではなくて、その中に支給要件に当てはまらないというケースもありますので、そういう意味では最大値を見込んだ中で対象者がある程度絞られてくるとこういうふうなことになりました。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今の議論の中でもあったんですけど、非課税の方で高齢世帯もかなりあるということで、広くお知らせをして、たしかこれ申告制でしたよね。そのやり方そのものが高齢者の方でわけ分からなくてということもあるんじゃないかと、そういう場合の支給漏れも懸念されるということが議会の中で議論になったんですけども、そこら辺のやり方でいわゆる高齢世帯の方たちにいったときにちゃんと申請が上がっているかどうかのチェックとか、先ほど課長さんは必要な方には届けたよとおっしゃるんですけども、そういう申告漏れがなかったかどうかとか、そういうチェックというのはちゃんとなさった……、ちゃんと言って言ったら失礼ですけども、申請書というのか、お知らせをして対象になる方にちゃんと申請できるかどうかの手助けまで含めて事業を執行されたのかどうか、そこのやり方についての反省というのか、総括ですかね、必要な方全てに届いたんだというふうに自信を持っておっしゃるにはそういうことをなさったということでしょうか。確認なのでお願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 細かな手順などの記録につきましてで手元に用意してはございませんが、私どもの考え得る限りの方法で全ての対象の方にそうしたお知らせが届くように、それは尽力をいたしました。そういうことで私どもの思いの至らない点がないとは言いきれませんが、私どもとすれば全ての方に支給をしたいということで実施をしております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。（発言の声あり）3回目ですが、違うことですか。よろしいですか。（発言の声あり）同じ件は3回ですけれど、よろしいですか。

ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

では質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対の議員の発言を許します。（（賛成ですが、一言）の声あり）

原案に賛成の議員の発言を許します。7番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 今回の補正予算の専決処分はコロナの生活苦の中で出されたものであり、特別臨時交付金など大変住民の暮らしに必要なものが組まれたというふうに理解しております。そういう点で最大限の努力をされたということですが、しかし執行率85%というところはかなり課題があるかなというふうに思っております。

それからもう一つ、8,000万円という大変巨額な補正予算を専決処分ですることはどうなんでしょうか。これからの議会運営についても問題は投げかけておきたいなど、もっときちっと議論できるような環境をつくるべきかなと思います。ただ、当局は時間的に切迫している中で町民の暮らしを守るための予算を組まれたというふうに思いますので、今回は賛成をいたします。

議長（田中三江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

ここで、議場換気のため暫時休憩とします。再開は11時35分からです。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時35分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第8 承認第4号～日程第10 承認第6号

議長（田中三江君） 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和

3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ587万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,362万9,000円とするものです。

令和4年3月31日専決です。

続きまして、5ページをご覧ください。歳入の明細になります。

1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより、1目一般被保険者国民健康保険税で1,773万円の増。主な要因といたしましては、当初、コロナ禍の影響による減収を見込んでおりましたが、想定よりも税収が確保できたことに伴う補正です。

2目退職被保険者国民健康保険税は9万6,000円の増額補正です。退職被保険者は、後期高齢者への移行によりまして、令和元年度末で対象者がおりませんので、過年度滞納繰越分でございます。

6ページをご覧ください。

3款県支出金2項県補助金1目保険給付費等交付金は、普通交付金で療養給付等の確定によりまして223万円の減。特別交付金で特定健康診査負担金等の確定により154万円の減額です。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして15万5,000円の増額です。

2項1目国民健康保険支払い準備基金繰入金は2,031万6,000円の減額で、税収の増額及び歳出の補正に合わせて調整したものです。

令和3年度での基金取り崩しはゼロとなります。

7ページをご覧ください。

7款諸収入2項雑入3目一般被保険者等第三者納付金は、実績により23万1,000円の増額です。

続いて、歳出になります。

8 ページ、1 款 1 項 1 目一般管理費は、実績により主に郵送料や共同処理事務手数料などの役務費を減額をいたしました。

3 項運営協議会費は、コロナの影響により研修を見送ったことなどによる減額です。続いて、2 款保険給付費は、全て実績による補正となります。

1 項 1 目一般被保険者療養給付費は163万4,000円の減。

9 ページ、2 目及び 4 目退職被保険者等に係る療養給付費等は実績がなく、皆減です。

3 目一般被保険者療養費は18万1,000円の減。

5 目審査支払手数料は28万1,000円の減です。

10 ページ、2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費は67万1,000円の増。

2 目から 4 目は実績がなく、皆減です。

11 ページ、4 項 1 目出産育児一時金は43万6,000円の減額となりました。実績は 5 件です。

5 項 1 目葬祭費は60万円の減額、実績は 9 件でした。

6 項傷病手当金は実績がなく、皆減です。

12 ページは財源内訳の変更です。

13 ページ、4 款保険事業費も実績による補正です。

1 項 1 目特定健康診査等事業費は、主に会計年度任用職員に係る報酬や健診等委託料の減額です。

14 ページ、2 項 1 目保健衛生普及費は人間ドック補助金の実績や、コロナの影響により活動を縮小したことなどに伴う減額です。

5 款基金積立金は、これら全ての実績により200万円を増額しました。これにより年度末の基金積立残高は1億770万円余りとなります。

7 款予備費は調整により152万2,000円を増額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ163万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,262万3,000円とするものです。

令和4年3月31日専決です。

この会計につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行い、市町村からは賦課された保険料を納付金として広域連合へ納付しているものとなります。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

まず、歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料は、実績により148万7,000円の減額。

3款1項一般会計繰入金も実績により事務費繰入金14万3,000円の減額。

続いて、歳出は5ページからになりますが、1項総務費は事務的経費の減額となります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の移動や変動に伴う実績により140万9,000円の減額です。

6ページ、3款1項1目保険料還付金は実績がなく皆減。

4款予備費は調整により2万円の減額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））の提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ368万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億505万円とするものです。

令和4年3月31日専決です。

詳細につきましては、5ページをご覧ください。

歳入からになります。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、移動などの実績により155万円の増額です。

4款2項1目調整交付金は、介護給付費等の実績により456万2,000円の増額。

2目地域支援事業交付金総合事業分は、介護予防、生活支援サービス事業費等の実績により100万1,000円の減額です。

6款県支出金も同様に介護予防生活支援サービス事業費等の実績に伴い62万5,000円の減額。

6ページ、8款1項一般会計繰入金は、それぞれ介護給付費、事務費等低所得者保険料軽減分及び地域支援事業などの実績に伴う補正です。

10款諸収入3項1目負担金は配食サービスなどの実績により70万8,000円の減額です。

次に、歳出ですが、7ページからになります。

1款総務費3項2目認定調査費は主治医意見書作成手数料など、実績による減額です。

2款保険給付費1項1目介護サービス等給付費は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の実績により2,679万9,000円の減。

8ページ、2項1目介護予防サービス等給付費は、主に居宅予防住宅改修費補助金等の実績により196万2,000円の減。

続いて、5項1目特定入所者介護サービス費も実績による減額です。

9ページ、6項1目高額医療合算介護サービス費は、再々施設間の調整であり、合計の補正額はゼロ円での計上です。

続いて、3款1項包括的支援事業、任意事業費です。

1目包括的支援事業費は、財源内訳の変更です。

2目任意事業費は、成年後見人等報酬費など該当がなく、講師謝礼等及び手数料の減。業務委託料の減額は職務自立支援事業等の実績に伴うものです。

3目在宅医療介護連携推進事業費は、小諸北佐久医療介護連携推進協議会負担金の減。

10ページ、4目生活支援体制整備事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により懇談会、研修会、ワークショップ等の開催を見送ったことに伴う減額です。

5目認知症総合支援事業費は、実績に伴う減額です。

11ページ、3款地域支援事業費2項介護予防生活支援サービス事業費は、実績により現行サービス費の負担金などの減額です。

全体として6款予備費で調整し、4,370万2,000円を増額しました。

令和3年度末でのこの会計の収支は5,000万円程度を次年度へ繰越す見込みですが、このうち2,400万円程度は清算金として次年度において国・県などへの支払いが発生する見込みです。差し引き2,600万円程度は収入が支出を上回ると見込まれますが、3か年の介護保険事業計画の初年度でありますので、今後、介護給付費等が増えていくと見込んでおきまして、その傾向を注視するほか、一層の介護予防事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから、質疑を行います。

日程第8 承認第4号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 11ページの傷病手当金についてお伺いいたします。

154万の予算に対して実績なくてゼロということでした。

令和3年度は、確か1年、当初からというか、大変コロナが立科町でも蔓延して、新聞にしょっちゅう出ていた時期だと思うんですけども、この傷病手当金は国保に加入している主には被用者の方に対する傷病手当金だと理解していますけれども、これがゼロだということの意味なんですけれども、例えば、保健所の、誰がコロナにかかったかについての情報共有はないというふうに伺ってるんですけど、せっかく町でこの制度を設けているので、コロナにかかってしまった被用者の方が、ちゃんと休業手当を受けられているかどうかの確認というのはどうされたんでしょうか。もし、会社の事業主等の協力が得られない場合には、立科町の国保条例の中から前年の所得の日割り計算の3分の2が120日を限度として支給されるというふうに理解しておりますけれども、これがゼロということの意味なんですけれども、それはどのように対応されたのかについての事務執行状況を伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、この対象となる方がどなたかという点については、私どものほうからはこれを把握できませんので、お知らせをすることによりまして、申請をしていただくということになっております。通年、ホームページなどによりましてお知らせをしておりますが、直近では納税通知を6月に発送いたしますので、その折にこうしたお知らせを同封するということになりまして、国保に加入されている全世帯にこうしたお知らせが届くと。

また、こうしたことの遡及適用ができますので、遡って申請をされても、それらを支給対象ということになります。

それから、休業手当ということに関しましては、私どもでは把握をしておりません。以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 私、国保条例の中に、この傷病手当金が導入されることを喜んで、賛成討論したのでよく覚えているんですけども、これまで国保に加入者が病気などで休んでも、何の手当もなくて、悲願であったというふうに伺っています。そういう点で、これが設けられたことは、とてもいいことだなと思ったんですけど、町が、町民の方がちゃんと休業補償が受けられているかどうかについての確認するっていうのは、やっぱりサービスとして必要なんじゃないかと思うんですけど、お知らせしたからいいよっていうんじゃないかと、例えば保健所のほうに行って、保健所で、立科町にこういう制度があるから該当になった町民の方にお知らせしてくれとか、より具体的にこう、実効性のあるやり方も必要だったんじゃないかと思うんですけども、お知らせしたから、気がついた人がやってくればいいみたいなやり方だと、受けられる人も

受けられないのかなと思うんですけど、そこら辺の認識というのはいかがなんでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、休業補償などということにつきましては、国民健康保険とは全く別の制度になりますので、私どもでは把握しておりません。

それから、前にも申し上げましたが、保健所などに何かしらを依頼するということは、このコロナ禍におきまして、保健所の業務が逼迫している状況の中で、そういったことは考えていないということをございまして、あくまでもこれは制度としてご本人にそういった申請をしていただくというものでございますので、そういったお知らせを私どもとしてはきちんとするというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第5号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））について、質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。ん、違う。6号。いい。

ここで、昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。（発言す

る者あり) 暫時休憩とします。

(午前11時55分 休憩)

(午前11時58分 再開)

議長 (田中三江君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号))について、質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

議長 (田中三江君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 (田中三江君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第11 報告第3号～日程第12 報告第4号

議長 (田中三江君) 日程第11 報告第3号 専決処分事項の報告について及び日程第12 報告第4号 令和3年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを一括議題とします。本件について報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長 (齊藤明美君) 報告第3号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

裏面は専決処分書になります。1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償額の決定について、3月29日に専決処分を行いましたので、議会に報告を申し上げます。

損害賠償の額は7万2,215円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和3年12月28日午後1時46分、年末の大掃除で公用車を洗車してバックで出る際に、後方確認が不十分であったため、駐車中の相手車左前フェンダー付近に公用車のリアドアが衝突し、損傷を与えた物損事故でございます。

報告につきましては以上でございます。

続きまして、報告第4号 令和3年度立科町一般会計繰越明許費の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記繰越計算書のとおり報告いたします。

下記の9事業は、令和3年度内に事業が完了しないため、令和4年度に繰越しを行いました。

2款総務費では、1項総務管理費で、電算共同化で実施する社会保障税番号制度対応事業の転出転入ワンストップ化のシステム改修に係る負担金であります。

5款農林水産業費では、3項土地改良費で農地耕作条件改善事業は、宇山地区の農道拡幅舗装工事、また、農村地域防災減災事業は、ため池耐震性点検業務であります。

6款商工費では、2項観光費、白樺湖親水公園遊歩道更新事業で、木造需給逼迫の影響によるものでございます。

7款土木費では、2項道路橋梁費で道路改修事業は、池の平有料道路線の修繕工事分、町道白樺号大門峠線道路整備工事は、2か年計画で実施する道路新設改良舗装工事です。また、道路メンテナンス事業は、国県との事業調整によるものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林業施設災害復旧費で、令和3年8月豪雨災害に係る農地農業用施設及び林道施設分でございます。翌年度繰越額は、合計1億5,284万3,000円となります。

本日提出、立科町長。

以上でございます。

◎日程第13 報告第5号～日程第14 報告第6号

議長（田中三江君） 日程第13 報告第5号 令和3年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第14 報告第6号 令和3年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

本件について報告を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 報告第5号 令和3年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

本日提出、立科町長。

第1款資本的支出1項建設改良費の白樺湖特定環境保全公共下水道ポンプ場通報装置設備更新改良工事について、コロナ禍による生産向上の稼働停止により、監視通報装置内部品の入手が困難で、年度内に工事が完了しないため、予算繰越により107万8,000円を本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります、よろしく申し上げます。

報告第6号 令和3年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

本日提出、立科町長。

71款資本的支出1項建設改良費の岩下水源濁度計及び三方弁設備設置工事について、本工事工区内にて、県の災害復旧工事の工期が延長したことと、冬季の積雪のため年度内に工事が完了しないため、予算繰越により3,680万6,000円を本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります、よろしくようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第33号

議長（田中三江君） 日程第15 議案第33号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議案第33号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、昨年6月に発生しました町職員に起因する道路交通法違反、酒酔い運転について、管理監督者としての責任を痛感し、私町長と副町長の給料を減額をお願いするものであります。

今回制定いたします条例の内容は、7月の町長と副町長の給料について、特別職の給与条例で定める額から10%に相当する額を減じた給料月額とするものであります。私、町長が月額61万2,900円、副町長が月額54万7,200円とし、7月1日から施行するものであります。

今後、このようなことが起きないように綱紀粛正に努めてまいります所存でございます。状況をお酌み取りをいただき、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

す。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（田中三江君） これから、議案第33号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第34号～日程第17 議案第35号

議長（田中三江君） 日程第16 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第17 議案第35号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正は、昨年度の人事院勧告及び長野県人事委員会勧告の中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたことを受け、当町としては、未導入でありました育児短時間勤務制度を導入し、職員の仕事と育児の両立支援を行うことで、勤務環境の充実を図るものでございます。

育児短時間勤務とは、小学校に入学するまでの子を養育する職員に、希望する日及び時間帯において、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認める制度でございます。

その他、人事院規則の改正に合わせ、所要の措置を講じるものでございます。

まず、実施規定である第11条を第22条とし、第20条と第21条を追加するものでございます。

第20条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置として、育児等制度や請求等に係る意向確認の措置を行うこと。2項では、申出をしたことを理由として、職員が不利益な取扱いを受けないことを規定し、第21条は、育児休業の承認請求が円滑に行われるよう、措置を明確化したものでございます。これらにつきましては、現在も行っているものでございますが、引き続き勤務環境の向上に努めるものでございます。

次に、育児短時間勤務制度の導入について、第7条から第15条までを追加し、部分休業の規定を繰下げております。

第7条は、育児短時間勤務をすることができない職員として、育児休業はできない職員と同様の規定とするものであります。

第8条では、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない職員は、特別な事情がある場合を除き承認することができないため、承認できる特別な事情を列記しております。

第9条は、法に基づく4週間ごとの1週間当たりの勤務形態を定めており、19時間25分は週2日と半日勤務の場合、19時間35分は毎日3時間55分勤務とした場合、23時間15分は週3日勤務、24時間35分は毎日4時間55分勤務の4通りとするものでございます。

第10条では、承認及び期間延長の請求手続。

第11条は、承認の取消事由。

第12条は、育児短時間勤務の承認が取り消された場合等において、過員が生じた場合には、やむを得ない事情として、引き続き育児短時間勤務と同一の勤務形態とすることができること。

第13条は、書面通知の義務づけをそれぞれ規定しております。

第14条は、育児短時間勤務職員に対する給与の支給関係について、給与条例の読替えにより行うものであり、給与については、勤務時間数に応じた額の支給が基本となります。

第15条は、派遣職員の給与等の支給も同様とするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の改正は、先ほどの議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例制定において、育児短時間勤務の導入に伴い改正をするものであります。

職員の勤務時間は、本条例により、1日7時間45分の5日間として、1週間当たり38時間45分と定めております。この定められた時間より短時間となる育児短時間勤務に係る所要の改正を行うものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第36号

議長（田中三江君） 日程第18 議案第36号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第36号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、民法の一部を改正する法律により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、所要の改正と文法等の調整を行うものです。

第5条の入居申込みの資格について、「20歳以下の子供」を「20歳未満の子」に、第27条の明け渡しについて、「かんがみ子供が成人」を「鑑み、子が20歳」に改め、文法等の調整により、「、子育ての」を「子育ての」に、「年度内か」を「年度内又は」に、「明け渡しすること」を「明け渡さなければならない」に改めるものです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第37号

議長（田中三江君） 日程第19 議案第37号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 羽場 雅敏君 登壇〉

教育次長（羽場雅敏君） 議案第37号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

立科町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表（2）の13の項及び14の項を削る。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。今回の条例の一部改正は、昭和60年に建設いたしました立科町大字芦田1845番、上青木の教職員住宅2棟の用途廃止を行うものでございます。

用途廃止後は、地域企画課において、移住者向け長期滞在住宅の整備を行うものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第38号

議長（田中三江君） 日程第20 議案第38号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第38号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,769万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億7,414万7,000円とするものでございます。

第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

本日提出、立科町長。

2 ページからは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5 ページをお願いします。

第2表地方債補正は、辺地対策事業で限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

6 ページ及び7 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になりま

す。

8ページをお願いします。

歳入について、主な補正について説明をいたします。

15款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を事業見込みにより683万1,000円増額するものであります。

2 項国庫補助金では、1 目総務費国庫補助金で社会保障税番号制度事務費補助金の増額のほか、総務管理費補助金1,071万8,000円の増額は、過疎地域持続的発展支援交付金で、西塩沢の住宅団地造成に係るものでございます。

2 目民生費国庫補助金は住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の今年度分及び過年度分として367万円の増額でございます。

3 目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を402万円増額し、4 目商工費国庫補助金の自然環境整備支援事業補助金の198万円は、当初予算に計上している御泉水自然園及び白樺湖親水公園の遊歩道更新工事について、国定公園等整備事業の内示により、計上するものでございます。

9 目消防費、国庫補助金は、今年度計画し、当初予算に計上しているハザードマップの作成業務に係る交付金として150万円を計上するものでございます。

16款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金は、今年度計画しています移住定住促進事業で、教員住宅改修等に係る県元気づくり支援金の採択によるものでございます。

19款繰入金は、別荘と貸付地に係る環境整備を図るため、その財源として基金を取り崩すものでございます。

21款諸収入 4 項 1 目雑入で、総務費雑入は女神湖センターデッキの破損に係る共済補償金として300万円、また、今年度採択となりましたコミュニティー助成事業補助金は、3 件分510万円を計上し、農林水産業費雑入は、県営かんがい排水事業に係る支障木の伐採補償金で400万円、消防費雑入の増額は、消防団員の退職報奨金の確定に伴うものでございます。

10ページをお願いします。

10ページ、22款町債は辺地対策事業債で遊歩道更新に係る国庫補助金の計上により、200万円の減額、及び町道白樺湖大門峠線改良事業に係る用地買収費等で、400万円の増額をいたします。

11ページからは歳出になります。なお、4月1日付の人事異動等に伴う人件費の補正につきましては、会計年度任用職員分も合わせ各款において所要の補正を行っております。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、補助金で外倉グラフからの申請により、地区バス停整備補助金を対象経費の2分の1として16万円計上するものでございます。

12ページ、3目財産管理費では、別荘等貸付け地権利整理に伴う手数料のほか、建物解体に係る調査業務委託料を計上し、財源として白樺高原環境整備基金を活用いたします。

5目企画費は、企画一般経費で西塩沢の定住促進団地造成工事に係る施工管理及び測量等業務委託として244万2,000円、造成工事費として2,645万5,000円を計上するものです。歳入に計上いたしました過疎地域持続的発展支援交付金の交付事業とするため、事業主体を町とし、一般会計への計上とするものでございます。

まちづくり事業経費の補助金は、コミュニティー助成事業の採択により、滝神部落の放送設備整備事業120万円、西塩沢区の音響設備等備品整備事業で230万円等、ほか平林部落の草刈機整備事業の合計3件を計上いたしました。

13ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費のリース料は、国から貸与されたマイナンバーカード申請用タブレットの返却にともない、タブレット1台分のリース料として11万7,000円を計上いたします。

14ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉士5目臨時特別支援事業費は、昨年度から継続している住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に係る必要経費をそれぞれ増額するものでございます。

15ページ、4款衛生費1項保健衛生費3目母子保健費は、令和2年度分の母子保健衛生費国庫負担金の精算還付金となります。

16ページをお願いします。

5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、ワクチン追加接種体制確保事業及び追加接種対策経費について4回目接種に対応する必要経費をそれぞれ計上いたしました。

17ページ、5款農林水産業費2項林業費2目林業振興費の業務委託料、440万円は、県営かんがい排水事業による立科管線地区の町有林支障木伐採業務でございます。

18ページをお願いします。6款商工費2項観光費3目観光施設費では、女神湖センターのデッキが屋根からの落雪により破損したための修繕料300万円を計上するものであります。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費の水道事業会計への負担金は、人事異動に伴う職員の児童手当に要する経費として増額するものでございます。

2項道路橋梁費2目道路新設改良舗装費は、町道白樺湖大門峠線道路改良工事に係る分筆測量等委託料105万6,000円、用地買収費300万円を今年度事業として計上するものであります。

20ページをお願いします。

8款消防費1項1目非常備消防費では、退職消防団員の確定により、報奨金を246万6,000円増額補正いたします。

9款教育費1項教育総務費及び2項小学校費は人件費の補正であり、22ページ、3項中学校費は、排水管の不具合により、高圧洗浄作業により清掃業務を委託するための経費として64万9,000円を計上いたしました。

4項社会教育費2目公民館費の補助金は、塩沢部落のシロアリ被害に伴う修繕工事に対する集会所整備補助金51万9,000円となります。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は、昨年の降雨災害に伴い、崩落した茂田井地区認定外道路ののり面復旧工事で320万円を計上し、12款予備費で歳入歳出の差額453万6,000円を調整いたしました。

24ページ以降は給与費の明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第39号

議長（田中三江君） 日程第21 議案第39号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第39号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出第2条、令和4年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用第1項営業費用について、328万3,000円増額し2億5,083万3,000円とし、第4項予備費を328万3,000円減額し1,619万2,000円といたします。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出第3条予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億5,781万円を1億5,973万円に、資本的支出、第1項建設改良費1億110万6,000円を1億110万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。第1款資本的支出第1項建設改良費について、192万円増額し、1億302万5,000円といたします。

今回、資本的支出第1項建設改良費、1億111万6,000円を1億110万5,000円に改める部分については、当初予算書では資本的支出第1項建設改良費、1億110万6,000円となっておりますが、正しくは1億110万5,000円でした。金額の記載に5,000円のところ6,000円と誤りがありましたので、修正するために改めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条議会の議決を経なけ

れば、流用することのできない経費を職員給与費2,239万7,000円を2,547万1,000円に改めます。

本日提出、立科町長。

3ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第1款下水道事業費用1項営業費用4目総係費では、職員人事異動による増が主なもので、328万3,000円の増額、4項予備費について328万3,000円の減額でございます。

資本的支出ですが、第1款資本的支出1項建設改良費5目固定資産取得費では古和清水水源導水管布設替工事について、設計時に行った現地測量の結果、用地買収が必須となったため、192万円の改造といたします。

4ページは、令和4年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書になっております。

5ページ以降は、給与明細書となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第40号

議長（田中三江君） 日程第22 議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） 議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

当町は、令和2年国勢調査結果により、人口要件を満たし、財政力要件も満たしていることから、本年4月1日から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域に追加されております。そして、長野県の過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画として本計画を策定し、同法第8条の規定により、県と協議をし、議会の議決を経てこれを公表するとともに、総務大臣に提出をします。この計画に基づいて、事業を行うことにより、過疎対策事業債を初め、国の支援措置を活用することができるようになります。

計画期間は、令和4年度から7年度までの4年間で、第5次立科町振興計画及び立科町公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、意見募集を行い、次のとおり定め

るものでございます。

1 ページおめくりいただき、計画書の表紙となります。そこから2 ページおめくりください。

1 ページ、1、基本的な事項をご覧ください。

まず、立科町の概要について記述し、3 ページの下段からは、(2) 人口及び産業の推移と動向、5 ページの下段からは(3) 行財政の状況について示し、7 ページの中段、(4) 地域の持続的発展の基本方針では、立科町振興計画に掲げる5つの基本方針を本計画の基本方針と位置づけております。

また、8 ページ下段から9 ページ上段では、数値目標を掲げ、その下の(6) 計画の達成状況の評価に関する事項では、本計画における施策の進捗管理及び評価・検証については、総合戦略評価委員会の評価に代えるものとするを記しております。

最後に、(8) 公共施設等総合管理計画との整合を記述し、基本的な事項をとじております。

そして、11ページからは、持続的発展のための対策を12の施策ごとに記述しており、それぞれの現状と問題点及びその対策、事業計画を一覧表に示し、公共施設等総合管理計画との整合についても、それぞれ記載しております。

最後に、55ページから、事業計画のうち、過疎地域持続的発展特別事業分のみを抜粋して一覧表にまとめております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認め頂きますようお願い申し上げます。

◎日程第23 陳情第1号

議長(田中三江君) 日程第23 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書は、5月17日までに受付をいたしました。

上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、この後2時30分から議会だより編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。お疲れさまでした。

(午後2時19分 散会)